

厚生労働大臣
尾辻 秀久 殿

てんかんのある人たちの人権を保障する「障害者自立支援法」を求める決議

2005年5月29日

社団法人日本てんかん協会第28回総会

開会中の国会では「障害者自立支援法案」の審議が行われているところです。

私たちは、支援費制度に始まるこれまでの厚生労働省の方針に対し、その都度、見解を示しつつ要請を行ってきました。

全国百万人のてんかんのある人たちの豊かな暮らしを求めて、30年以上も運動を続けてきている私たちにとって、今回の法案が明るい希望を与えてくれるものであってほしいと願わずにはられません。

ところが、提出されております法案の内容は、私たちの願いの実現どころか、いっそう重い費用負担を強いる内容になっています。「応益負担」の導入です。障害者の福祉サービスは「益」ではありません。

いつ起こるかもしれない発作とたたかいながら、働きたくても雇ってくれるところがなく、僅かな年金や作業所の工賃、親の援助などでやっと暮らしている人たちにとって、まさに耐えがたい負担であり、生活破壊は必至です。

加えて通院医療公費負担制度(32条)の廃止は、長期間の医療を必要とするてんかん患者の生きる権利を奪うことになりかねません。

しかも障害当事者や家族、関係者の納得は勿論、国民的論議も経ずに、短期日で決められようとしていることは到底容認できません。

- ・「応益負担」を導入しないで下さい。
- ・扶養義務制度は完全に撤廃して下さい。
- ・年金の増額や就労対策を拡充し、生きていかれる所得を保障して下さい。
- ・通院医療公費負担制度は継続して下さい。
- ・地域で自立して暮らしていかれるような住宅、環境の整備、福祉サービスの提供などを早急に実現して下さい。

てんかんのある人たちの人権を真に保障する法案の制定、慎重な国会審議を切望し、以上を社団法人日本てんかん協会第28回総会の決議といたします。